

守ります！ プライバシー

# 個人情報保護条例スタート

社会生活のあらゆる分野で「情報」が持つ役割は重要性を増し、その収集・利用方法も高度化しています。こうした情勢の中、市でも仕事上皆さんにかかわるたくさんの個人情報を取り扱っていますが、人権を脅かしたりプライバシーを侵害したりしないようにと、一月二十五日、個人情報保護条例をスタートさせました。

## 個人情報ってなに？

条例では個人情報を「個人の生活事項に関して特定の個人が識別され、または識別され得る情報」としています。つまり戸籍や経歴、心身についての情報、財産や思想・信条などに関する情報、その他家庭の状況や社会活動状況など(生活事項)から、あの人だと分かっていたり、これらの情報を組み合わせること、その人だと分かっていたりする情報のことです。



▶第一回目の保護委員会(一月三十日)

## 具体的な保護策は

(1)個人情報収集についての制限  
収集は目的をはっきりさせ、

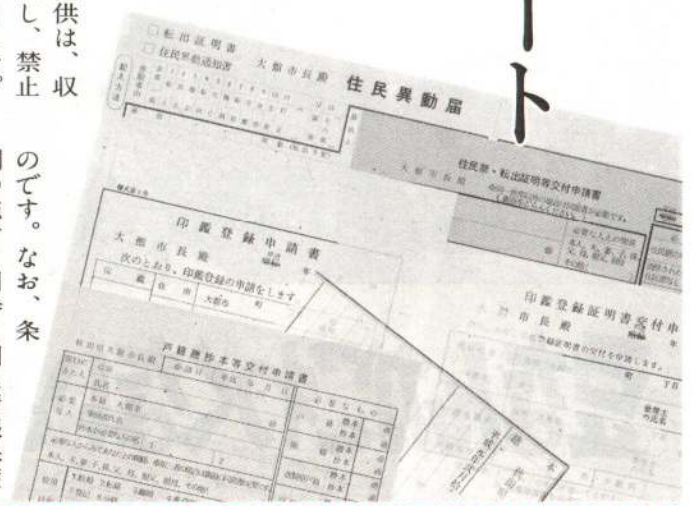
その目的達成に必要な範囲内でするように制限しました。また、本人からの直接収集を原則とし、人権侵害のおそれがあるものについても収集を制限しました。

(2)利用・提供の制限  
目的外利用や外部提供は、収集目的の範囲内に制限し、禁止事項と許容基準を設けました。

(3)コンピューター処理についての制限  
コンピューター処理してはいけない個人情報を具体的に定めました。また、認められた以外には、市の機関の個人情報同士を結合、加工できませんし、外部機関のコンピューターと回線を結ぶこともできません。

(4)個人の権利  
自分の個人情報に対する開示、訂正、削除、中止などの請求権や異議申し立て権を保障した、自己情報コントロール権を導入しました。

条例はおおむねこうした骨子に、必要な保護策を盛り込んだものです。



## 個人情報保護委員

のです。なお、条例の施行と同時に個人情報保護委員会が発足しています。これは制度が適正で効果的に運用されるよう、関係事項の調査や審議などをするもので、市長の附属機関として設置されました。

### 〈市民〉

佐々木 寛一氏 字相染沢中岱

虻川 了子さん 榎崎字上宅地

伊藤 治兵衛氏 字部垂町

佐藤 雄蔵氏 柄沢字狐台

〈市長が認める者〉

宮原 文弥氏 字谷地町後

宮嶋 公司氏 釈迦内字中台

## 市長メモ



No.3

### ふるさと創生

竹下総理の唱える「ふるさと創生」をめぐる話題であふれています。そんな中で元有浦小学校校長、大先輩の高橋諒一先生から「大館のいしぶみ(碑)」を発売するというお話を聞き、さらにはその序文を書くようにとの命を受けて、喜んでお引き受けしました。

市内には種々の碑があり、それらは時代考、碑の建立者の思想を無言で訴えています。これをただ見過ごしてはなりません。碑はさまざまな思想の歴史的な遺言とでもいべきもので、集大成して後世に伝えようとする高橋先生の意に深く敬意を申し上げたいと思います。

改めて碑の建立者、施主の意志を読み取り、その選択の中から「郷土愛」に思いを寄せ、今と後世を考えなければならぬことの大切さを皆さんに訴えます。先人の深い、熱い思いは、世代を継いで脈々と私たちに流れています。後世にも新風を込めながら伝えていきたいものです。

ふるさと創生